平成２３年（フ）第１２４５２号
埼玉県三郷市彦成４丁目３－６－306
債務者　後藤　　修
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４５５号
東京都世田谷区代田３丁目21－10－101　根本方
債務者　田仲美代子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４５８号
東京都足立区伊興１丁目16－９－101
債務者　菜花　万丈
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４５９号
神奈川県横浜市都筑区中川８丁目13－５
債務者　大橋　裕司
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４６０号
東京都杉並区荻窪３丁目17－17－203
債務者　小池　吉晃
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４６３号
東京都江東区東陽３丁目16－13－802
債務者　阿藤　　聡
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４６４号
埼玉県さいたま市緑区東浦和２丁目４－12－２－406
債務者　石橋　健一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４６７号
東京都北区滝野川７丁目30－12－202
債務者　藤本　直樹
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４７２号
東京都豊島区長崎６丁目３－３－204
債務者　大川　直子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４９４号
東京都墨田区東向島５丁目９－16
債務者　本堀　和子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４９９号
東京都杉並区方南１丁目４－７－306
債務者　今村美佐江（旧姓細井）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５０３号
東京都墨田区立川４丁目13－10　斉国第二コーポ503
債務者　杉本　浩章
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５１２号
東京都調布市深大寺東町７丁目25－１－102
債務者　岩竹　日記
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５１６号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目７－19－10
債務者　外崎　禮子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５１８号
埼玉県さいたま市浦和区常盤９丁目18－22
債務者　水野　安雄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部